

令和8年度 大学教育再生戦略推進費  
都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業  
公募要領

令和8年4月

文部科学省

## 目 次

1. 背景・目的 .....	2	(3) 成果の発信・普及 .....	9
(1) 背景 .....	2	7. 申請書等の提出 .....	9
(2) 目的 .....	2	(1) 提出方法 .....	9
2. プログラムについて .....	2	(2) 留意事項 .....	9
(1) 申請対象 .....	2	8. 補助金の交付等 .....	10
(2) 選定件数 .....	3	(1) 補助金の交付 .....	10
(3) 補助期間 .....	3	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	10
(4) プログラムの規模 .....	3	(3) 補助金における不正等への対応 ..	11
3. 申請資格・要件等 .....	4	9. その他 .....	11
(1) 申請者等 .....	4	(1) 学生等の安全確保 .....	11
(2) 申請可能件数 .....	4	(2) 安全保障貿易管理について .....	12
(3) 申請資格 .....	4	(3) 研究インテグリティの確保 .....	12
4. 申請書の作成 .....	6	(4) プログラム情報の公表等 .....	13
(1) 申請書等 .....	6	(5) ふるさとミライカレッジについて .....	13
(2) 指標の設定 .....	6	10. 問合せ先等 .....	13
(3) 資金計画 .....	7	(1) 問合せ先 .....	13
(4) その他 .....	7	(2) スケジュール .....	14
5. 選定方法等 .....	7	(別添1：事業一覧) .....	15
(1) 審査手順 .....	7	(別添2：申請資格iv関係) .....	16
(2) 委員会による意見 .....	8	(別添3：申請制限対象事業) .....	17
6. プログラムの実施と評価等 .....	8	(別添4：経費の使途可能範囲) .....	18
(1) 実施体制 .....	8		
(2) 評価等 .....	8		

**令和8年度 大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>**  
**都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業**  
**公募要領**

1. 背景・目的

(1) 背景

2040年にむけて急速な少子化に伴う大学進学者数の大幅な減少が見込まれている中で、特に少子化が先行する地方においては進学者の絶対数が減少する一方、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者の流入傾向が目立った変化はなく、大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超過し、多くの道県で100%未満となっていることに加え、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いているなど、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況となっています。

こうした状況の中で、大学の魅力・競争力の向上、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、多様な出身地域の学生が共に学ぶことができる環境の整備や、地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進し、地方への新たな人の流れを創出することが重要です。

(2) 目的

都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業（以下「事業」という。）は、都市・地方双方の持続的な成長・発展に向け、都市部大学と地方の高等教育機関・地方公共団体との間で交流・連携等を推進し、都市部大学の学生の教育研究フィールドを広げ、地域での多様な経験機会へのアクセスの充実を図るとともに、地域アクセス確保にも寄与する地域での高等教育の場の充実や、都市・地方の人材交流・循環の促進、関係人口の増加を図ることを目的としています。

2. プログラム<sup>2</sup>について

(1) 申請対象

以下の取組を実施するプログラムを対象とします。

- 特定の学部・研究科等にとどまらない全学的な組織整備や教員配置等、地方の

---

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

<sup>2</sup> ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

高等教育機関・地方公共団体と交流・連携等を推進するための教育プログラムを構築するために必要な推進体制を、申請大学において整備すること。

- 本事業で推進しようとする取組が、当該大学の学生の教育研究や将来選択の機会の充実に寄与するものであるとともに、持続的な人材の交流・循環、地方の高等教育機会の充実、地域産業の発展といった地方創生の推進につながる、地方の高等教育機関・地方公共団体と連携した取組の展開が見通されていること。  
※申請大学のミッションや連携する地方の地域アクセス確保等に関する課題・ニーズ等を踏まえ、都市部大学と連携する地方の高等教育機関・地方公共団体が属する地域構想推進プラットフォームとの連携にも努めることが望ましい。
- 構築するプログラムが、申請大学の特定の学部等に所属する学生を対象とするものではなく、地方での学びに対して意欲のある学生が幅広く参加可能な開かれたプログラムであること。
- 構築するプログラムにおける養成する人材像や学修目標、具体的な教育内容について、教育の質保証や、学修成果の担保等が見込まれるものとする。  
※本事業において構築するプログラム・科目については、事業期間終了後の令和11年4月までに正課内のプログラム・科目として開設すること。

## (2) 選定件数

3件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

## (3) 補助期間

最大3年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

## (4) プログラムの規模

補助金基準額 : 25,000 千円 (初年度・年間)

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。なお、補助額については、予算の範囲内で調整

する場合があります。

- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、事業3年目の補助金基準額は2/3程度に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

### 3. 申請資格・要件等

#### (1) 申請者等

##### ① 対象機関

国公立の大学・短期大学<sup>3</sup>及び高等専門学校のうち、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に所在するキャンパスに在籍する学生を対象とする教育プログラムを構築する機関を対象とします。

##### ② 事業者・申請者

事業者は大学（大学院、短期大学、高等専門学校を含む。以下「大学」という。）の設置者、申請者は学長（高等専門学校においては校長。以下「学長」という。）とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。  
※複数大学が参加して実施するプログラム（以下、「連携プログラム」という。）の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。

##### ③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程等）で申請することはできません。

##### ④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

#### (2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は1件とします。

#### (3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。

※複数大学が連携して実施するプログラムが含まれる場合：代表校のみならず、

---

<sup>3</sup> 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

連携プログラムを実施する他の大学も対象となります。

また、補助期間中において、いずれかに該当することとなった場合（※）、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

※対象年度が記載されているもの（iii、iv、v、vi、vii、x、xi）については、補助期間中、各年度で対象年度を読み替えることとする。

（組織運営関係）

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 「私立大学等経常費補助」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助取扱要領」第 3 条の規定に基づき、令和 7 年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- iv) 令和 8 年度大学入学者選抜において、文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第 4 試験期日等」や募集人員の適切な設定（学校推薦型選抜における募集人員の割合の設定、2 以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で募集人員等の記述等）を遵守していない大学（詳細は別添 2 のとおり。ただし、高等専門学校を除く。）
- v) 文部科学省が実施する令和 7 年度「全国学生調査（本格実施）」に参加していない大学、もしくは「意向等確認調査」において、調査結果公表に「同意する」と回答していない大学
- vi) 再推費における事業のうち令和 7 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 2 のとおり。）
- vii) 再推費における事業のうち令和 7 年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 3 のとおり。）

（設置関係）

- viii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」又は「指摘事項（是正）」が付されている大学
- ix) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
- x) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表 1

に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学(表1における区分「学部規模(入学定員)」は、「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える)

- xi) 設置する学部(短期大学、高等専門学校の場合は学科)のうち、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表1)

区分	大学					短期大学	高等専門学校
大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模 (入学定員)	-	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
令和8年度 収容定員 充足率	0.7を上回る	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満※	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

※大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)」に準拠する。

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

#### 4. 申請書の作成

##### (1) 申請書等

『令和8年度大学教育再生戦略推進費「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業」申請書作成・記入要領』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

##### (2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を複数設定してください。

#### 【想定される指標の例】

- ・構築されるプログラムの実施状況に関する指標（プログラムへの参加学生数、プログラムを通じて連携する地方公共団体・高等教育機関数 等）
- ・都市と地方間の人材交流・循環への効果に関する指標（プログラム参加後も連携地域と継続的な関与をもつ学生の割合、プログラム参加学生のうち地域と関わりを持つ企業への就職を選択した学生数）

#### （3）資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業3年目の補助金基準額は2／3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

#### （4）その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

### 5. 選定方法等

#### （1）審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業選定委員会」（以下「委員会」という。）にお

いて行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和8年度大学教育再生戦略推進費都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業審査要項』を参照してください。

また、選定結果の通知は7月頃に行う予定です。

## (2) 委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

## 6. プログラムの実施と評価等

### (1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

### (2) 評価等

- ① プログラムについては、毎年度のフォローアップ活動と事後評価を実施する予定です。
- ② 事後評価は補助期間終了後の令和11年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、

これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。

- ⑤ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

### (3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

## 7. 申請書等の提出

### (1) 提出方法

『令和8年度大学教育再生戦略推進費「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業」申請書作成・記入要領』に定められた提出方法に従ってください。

### (2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受

け付けることができません。

## 8. 補助金の交付等

### (1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、人材育成連携拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添4に示すものとします。
- ② 毎年度、「人材育成連携拠点形成費等補助金交付要綱」（令和4年1月28日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

### (2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

#### ① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

#### ② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大3年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助

期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

- ④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

### (3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

- ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

- ④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

## 9. その他

### (1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「[大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン](#)」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

特に、在留届（旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月

以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの)の提出及び外務省海外旅行登録「たびレジ」(海外での滞在期間が3か月未満の場合はこちらのみ)への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国(地域)もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

## (2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス(法令遵守)の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

## (3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保して

いただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

(参考)「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について(依頼)」(令和3年4月27日付け3文科科第70号)

[https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt\\_kagoku-000019002\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagoku-000019002_3.pdf)

#### (4) プログラム情報の公表等

選定された機関については、取組の概要等について公表するとともに、文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

また、選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、都市と地方間の新たな人の流れの創出につながる取組のモデルとして情報発信に取り組み、各地域における高等教育へのアクセス確保の推進などに積極的に取り組んでいただくこととします。

#### (5) ふるさとミライカレッジについて

地方公共団体と連携して学生の交流を実施するプログラムを構築する申請大学については、総務省が運営する「ふるさとミライカレッジ<sup>4</sup>」のマッチングサイトに、連携等を担当する窓口の登録を推奨しています。詳細については直下のホームページをご覧ください。

【ふるさとミライカレッジマッチングサイト】

<https://furusato-mirai-college.go.jp/>

## 10. 問合せ先等

### (1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室支援係「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 3667）

---

<sup>4</sup> 若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成を加速させるため、地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクト

(2) スケジュール

公募説明会	令和8年4月27日(月)
公募締切	令和8年5月25日(月)～5月29日(金)
選定結果通知	令和8年7月頃
交付内定	令和8年8月頃(予定)
(事業開始)	

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進  
 ー大学教育再生戦略推進費ー

令和 8 年度予算額 121 億円

<b>■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等</b>	
○ 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業	7 億円
○ 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進	0.8 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	6 億円
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 卓越大学院プログラム	4 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
○ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	5 億円
<b>■ 大学教育のグローバル展開力の強化</b>	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	14 億円
ー インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	( 2 億円)
ー 米国等との大学間交流形成支援	( 4 億円)
ー EU 諸国等との大学間交流形成支援	( 1 億円)
ー グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	( 3 億円)
ー アジア諸国との大学間交流形成支援	(4 億円)
<b>■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進</b>	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6 億円
○ 高度医療人材養成拠点形成事業	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円

※補助金事業のみを記載。

(別添2：申請資格iv関係)

令和7年度に実施した、令和8年度入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜）の場合

※令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日文部科学省高等教育局長通知）の遵守状況

※帰国生徒又は社会人を対象とする選抜や、秋期入学など4月以外の入学時期に係る選抜は対象外

① 試験期日等

- 一般選抜：教科・科目に係るテストの試験期日及び合格者の決定発表が、令和8年2月1日から3月25日までの間に設定されている
- 総合型選抜：入学願書受付が、令和7年9月1日以降に設定されている  
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 学校推薦型選抜：入学願書受付が、令和7年11月1日以降に設定されている  
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 総合型選抜、学校推薦型選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が令和8年2月1日から3月25日までの間に設定されている（教科・科目に係るテストを2月1日よりも前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」を組み合わせて丁寧に評価している）
- 総合型選抜：合格者の決定発表が、令和7年11月1日から8年3月31日までの間に設定されている
- 学校推薦型選抜：合格者の決定発表が、令和7年12月1日から一般選抜試験期日の10日前まで（共通テストを課す場合は前日までのなるべく早い期日）に設定されている

② 募集人員の適切な設定

- 学校推薦型選抜：学部等募集単位ごとの入学定員の5割以内の募集人員に定められている【短期大学は対象外】
- 評価・判定の方法や対象等の取扱いに差異を設ける場合に、それぞれの募集区分ごとに募集人員が定められている

(別添3：申請制限対象事業)

- 令和7年度に実施した事後評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和2年度	大学の世界展開力強化事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和2年度 令和3年度	知識集約型社会を支える人材育成事業

- 令和7年度に実施した中間評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和4年度	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～
令和4年度	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
令和4年度	ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
令和5年度	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
令和5年度	大学の世界展開力事業 (米国等との大学間交流形成支援)

#### (別添4：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

#### 【物品費】

##### ①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

##### ②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

#### 【人件費・謝金】

##### ①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

##### ②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料

整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

### ④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

#### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。